ほけんだより　臨時号（保護者様向け）

令和５年５月８日　見川小学校保健室

学校における新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）上の５類感染症に移行されました。

これにより、学校における感染対策の在り方や、出席停止の目安等が今までと変更になります。

今回の臨時号ではそのおおまかな変更点についてお知らせいたします。その他、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。

Q. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の出席停止期間はどうなりますか？

A.「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」が出席停止の基準となります。

・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、さらに咳などの呼吸器の症状が改善傾向にある状況を指します。
・「発症した後５日」は、発症した日を０日として５日間であり、６日目から登校可という考え方です。
・「症状が軽快した後１日を経過」とは、症状が軽快した日を０日として、その後１日が経過し、２日目から登校可という考え方です。

【登校の目安】

	発症日０日	発症日１日	発症日２日	発症日３日	発症日４日	発症日５日	発症日６日	発症日７日
発症後４日目に解熱した場合	発症★	発熱★	発熱★	発熱★	解熱☆	※解熱後１日経過	登校可	
出席停止期間	→	→	→	→	→	→		
発症後５日目に解熱した場合	発症★	発熱★	発熱★	発熱★	発熱★	解熱☆	※解熱後１日経過	登校可
出席停止期間	→	→	→	→	→	→	→	

・出席停止後、登校再開の際は、発症から 10 日を経過するまで、マスクの着用が推奨されます。ご協力をお願いいたします。

Q. 無症状の場合の出席停止期間はどうなりますか？

A.検体を採取した日を０日とし、５日を経過した後、６日目から登校が可能となります。

Q. 濃厚接触者の取り扱いは変わりますか？

A.濃厚接触者の特定は行われません。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童については、直ちに出席停止とはなりません。

・例えば、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染しているだけでは、出席停止の対象になりません。

Q. 今まで、風邪のような症状がある場合、登校を控えるようにと説明されていましたが、今後はどうなりますか。

A.発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要と考えます。ただし、従前のように、登校を一律に制限することはありません。お子様の体調が、学校で学習することが可能かどうかでご判断ください。

・出席停止の措置も、地域の流行状況や家族等に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるなど、感染している可能性が強い場合以外は、対象になりません。
・インフルエンザなどと同様に、感染について心配な状況がある場合は、医療機関を受診し、医師の診察を受けてください。

Q. 学校における感染症対策は変わりますか？

A.感染状況が落ち着いている平時では、換気や手洗いなど、日常において大切な対策を今後も継続します。ご家庭においても引き続きのご協力をお願いいたします。

・手洗いや咳エチケットなど、個人でできる感染予防は、生涯を通じて、様々な感染症から自分の身を守るために必要なスキルです。
・清潔なハンカチやティッシュを毎日持たせるよう、お願いいたします。
・学校で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しそうな状況である場合は、マスクの着用などを必要に応じてお願いすることがあります。
・登校前の体温測定や健康観察については、今後一律に毎日のご報告をお願いすることはありませんが、お子様の普段と違う様子について、従前どおりマチコミなどでご連絡をいただけると、学校における迅速な対応につながります。（マチコミに入力する際は、体温の入力が必須となっております）